知っていますか?

フリーランスの取引に関する新しい法律 「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が 2024年11月1日に施行されました。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

- ①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化
- ②フリーランスの方の就業環境の整備

を図ることを目的としています。

法律の適用対象

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」(事業者間取引)

フリーランス

業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの

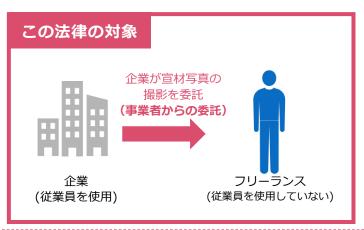
発注事業者

フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※ 一般的にフリーランスと呼ばれる方には、 「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も 含まれる場合もありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

例:フリーランスとして働くカメラマンの場合

この法律の対象外





「業務委託事業者」とされて

- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」 いますが、このリーフレットでは伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含みません。具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以 上の雇用が見込まれる者」が「従業員」にあたります。
- 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業 務委託を受けている場合には、この法律における「フリーランス」にあたります。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準 法等の労働関係法令が適用されます。





発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。

発注事業者

- フリーランスに業務委託をする事業者
- 従業員を使用していない

※フリーランスに業務委託するフリーランスも含まれます。

- フリーランスに業務委託をする事業者
- 従業員を使用している
- フリーランスに業務委託をする事業者
- 従業員を使用している
- **一定の期間以上行う業務委託**である
- ※「一定の期間」は、③は1か月、⑤⑦は6か月です。 契約の更新により「一定の期間」以上継続して行う こととなる業務委託も含みます。

義務項目

1

1, 2, 4, 6

1, 2, 3, 4, 5, 6, 7

フリーランス

・ 業務委託の相手方である事業者

• 従業員を使用していない



こととなる業務委託も含みます。			,	
	義 務 項 目		具 体 的 な 内 容	
1	書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、 書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「(検査を行う場合)検査完了日」「(現金以外の方法で支払う場合)報酬の支払方法に関する必要事項」		
2	報酬支払期日の設定・ 期日内の支払	: 発注した物品等を受け取った日から数えて 60日以内のできる限り早い日に報酬支払期 : 日を設定し、期日内に報酬を支払う こと		
3	禁止行為	: フリーランスに : らない こと	に対し、 1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはな	
			●報酬の減額●返品●買いたたき●購入・利用強制上の利益の提供要請●不当な給付内容の変更・やり直し	
4	募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと ※募集情報を掲載する際には、氏名(名称)・住所・連絡先・業務の内容・業務に従事する場所・報酬(6情報)の記載が必要。		
(5)	育児介護等と業務の 両立に対する配慮	よう、フリーラ (例)・「子の急 げたい」 ・「介護の 務をオン	業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと 急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下」との申出に対し、納期を変更することのために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業ンラインに切り替えられるよう調整すること などい要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由についととが必要。	
6	ハラスメント対策に 係る体制整備	①ハラスメントを	に対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ・を行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、 ために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など	
7	中途解除等の 事前予告・理由開示	・原則として3・予告の日から	業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 30日前までに予告しなければならないこと ら解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理	

由の開示を行わなければならないこと

項目①~③については、公正取引委員会・中小企業庁、項目④~⑦については、千葉労働局 雇用環境・均等室までお問合せください。 (☎043-306-8558)



公正取引委員会 中小公

中小企業庁

厚生労働省 ^{令和7年11月改訂}